

（８）公益財団法人鳥取県文化振興財団 給与等状況報告書

１ 職員給与の状況（令和７年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
40 人	136,542 千円	25,297 千円	63,862 千円	225,701 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

２ 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和８年４月１日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
288,990 円	324,429 円	47 歳

（注）１ 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２ 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

３ 職員の初任給の状況（令和８年４月１日現在）

区 分		初 任 給	備 考
一般職	大学卒	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。	
	高校卒		

４ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和８年４月１日現在）

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	248,400 円	258,100 円	297,400 円	349,600 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	内 訳														
期末手当 勤勉手当	[支給割合]														
	<table><tr><th>区 分</th><th>期末手当</th><th>期末手当 (第5期指定管理期間における鳥取県の追加予算等の措置に基づく支給)</th><th>勤勉手当</th></tr><tr><td>6月期</td><td>1.07 月分</td><td rowspan="3">予算措置額の範囲内で別途算出した支給月数</td><td>0.58 月分</td></tr><tr><td>12月期</td><td>1.16 月分</td><td>0.54 月分</td></tr><tr><td>計</td><td>2.23 月分</td><td>1.12 月分</td></tr></table>	区 分	期末手当	期末手当 (第5期指定管理期間における鳥取県の追加予算等の措置に基づく支給)	勤勉手当	6月期	1.07 月分	予算措置額の範囲内で別途算出した支給月数	0.58 月分	12月期	1.16 月分	0.54 月分	計	2.23 月分	1.12 月分
	区 分	期末手当	期末手当 (第5期指定管理期間における鳥取県の追加予算等の措置に基づく支給)	勤勉手当											
	6月期	1.07 月分	予算措置額の範囲内で別途算出した支給月数	0.58 月分											
	12月期	1.16 月分		0.54 月分											
計	2.23 月分	1.12 月分													
(注) 勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。															
職制上の段階、職務の級等による加算措置 無															
[令和7年度実績]															
<table><tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>1人当たり平均支給額</th></tr><tr><td>63,861,925 円</td><td>40 人</td><td>1,596,548 円</td></tr></table>				支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	63,861,925 円	40 人	1,596,548 円						
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額													
63,861,925 円	40 人	1,596,548 円													
退職手当	[支給率]														
	退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。														
(その他の加算措置) 無															
[令和7年度実績]															
1人当たりの平均支給額 3,688,125 円															
時間外勤務手当 (県の規定に準ずる)	[令和7年度実績]														
	<table><tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>1人当たり平均支給年額</th></tr><tr><td>9,095,552 円</td><td>28 人</td><td>324,841 円</td></tr></table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	9,095,552 円	28 人	324,841 円								
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額													
9,095,552 円	28 人	324,841 円													

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理又は監督の地位にある職員	職務区分に応じて定額を支給	
		事務局長	50,000 円
		事務局次長	40,000 円
		館長	50,000 円
		副館長、部長	45,000 円
		副部長	35,000 円
		課長、室長、所長、参事	30,000 円
		総括プロデューサー	5,000 円
		〔令和 7 年度実績〕	
		支給総額	1 人当たり 平均支給月額
		5,370,000 円	13 人 34,423 円
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族を有する 職員	ア 扶養親族（子及び配偶者を除く）	6,500 円
		イ 子	13,000 円
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1 人につき 5,000 円を加算
		〔令和 7 年度実績〕	
		支給総額	1 人当たり 平均支給月額
		3,849,000 円	16 人 20,047 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		〔令和 7 年度実績〕	
		支給総額	1 人当たり 平均支給月額
		3,556,200 円	13 人 22,796 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア～オの金額の合計（上限150,000円）
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700 円から 53,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算
		エ 駐車料金を負担している場合	(駐車場代の加算) 駐車場の利用に係る料金を実費支給（1月当たり5,000円を上限とする）
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔令和7年度実績〕	
		支給総額	支給職員数 1人当たり平均支給月額
		3,426,620 円	28 人 10,198 円

6 役員の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末・勤勉手当	備 考
理 事 長	100,000 円	なし	
常務理事	50,000 円	なし	
理 事	理事会 出席1回につき 9,000円	なし	
監 事	監査1回につき 30,000円 評議員会・理事会 出席1回につき 9,000円	なし	

〔令和7年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
567,776 円	1 人	47,315 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
1,635,000 円	16 人	8,516 円

7 嘱託職員・非常勤職員等の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	勤勉手当
一般職	194,700円以上	6月期 0.70 月分	6月期 0.30 月分
		12月期 0.70 月分	12月期 0.30 月分

〔令和7年度実績〕

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
31,911,488 円	11 人	241,754 円

(注) 常勤的な勤務形態の職員の報酬等の状況を記載しています。

8 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 内 容	変 更 理 由
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正	県の制度に準じた改正

区分	変更後	変更前	変更理由
扶養手当	子 13,000円	子 11,500円 配偶者 3,000円	県の制度に準じた改正
通勤手当	支給額 以下のア～オの金額の合計（上限150,000円）	支給額 以下のア～ウ及びオの金額の合計（上限150,000円）にエの額を加算した金額	県の制度に準じた改正
	ア 交通機関等利用者 略	ア 交通機関等利用者 略	
	イ 自動車等使用者 略	イ 自動車等使用者 略	
	ウ 特別急行列車等利用 略	ウ 特別急行列車等利用 略	
	エ 駐車料金を負担している場合 駐車場の利用に係る料金を実費支給（1月当たり5,000円を上限とする）	エ 駐車料金を負担している場合 駐車場の利用に係る料金を実費支給（1月当たり1,000円を上限とする）	
	オ ノーマイカー運動に参加する場合 略	オ ノーマイカー運動に参加する場合 略	

(2) 適用日

令和8年4月1日